

令和4年2月10日

松江市内の保育所・幼稚園・認定こども園等を利用される保護者の皆さま

新型コロナウイルス感染症対策本部  
本部長 松江市長 上 定 昭 仁  
(子育て部子育て政策課)

### ご家庭等での保育のお願いについて

平素は子育て行政の推進について、ご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、本市においても令和4年2月に入ってから288件(令和4年2月9日現在)の新型コロナウイルス感染症が確認されるなど、急速に感染が拡大しています。それに伴い、市内保育所等※でも3件の集団感染が確認されるなど、保育所等での感染も増加しています。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図るため、保育所等の利用にあたっては、以下の点にご留意いただきますよう、ご理解とご協力をお願いいたします。

※保育所等とは「保育所(園)、小規模保育事業、認定こども園、市立幼稚園、幼保園」

### 記

#### 1. 保護者の皆さまへのお願い

- ・保育所等は感染防止を徹底したうえで、原則開所いたしますが、島根県に特措法に基づくまん延防止等重点措置が適用される期間に、ご親族に預けることができる、休暇を取得される場合などは、家庭での保育にご協力いただきますようお願いいたします。

※保護者の仕事の関係等でご家庭での保育が出来ない場合は、登園を控えていただく必要はありません。

- ・在宅勤務の場合、通勤に要した時間帯を除き勤務時間に応じて保育所等を利用するなど、利用時間の短縮にご協力をお願いいたします。

#### 2. 期間

令和4年2月12日(土)～令和4年2月20日(日)

#### 3. 保育料について

保育料については、期間中に登園しなかった日数に応じて減額します。登園状況については各保育所等を通じて把握しますので、各保育所等には適切に出欠の連絡を行っていただきますようお願いいたします。

(問合せ先)

松江市子育て部

子育て政策課 電話 55-5666

<保育料のこと>

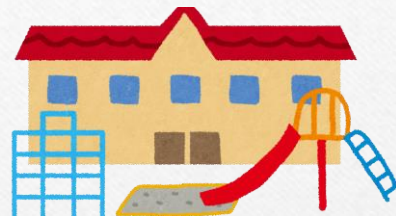
子育て支援課 電話 55-5312

# 「家庭での保育のお願い」について

現状



新型コロナウイルスの  
急速な拡大



市内保育施設で  
集団感染が3件発生

感染拡大防止を図る必要有

保育所等を利用する保護者で

親族に預ける  
ことができる

休暇を取得  
できる

可能な場合は

など

まん延防止等重点措置が適用される期間  
期間：令和4年2月12日（土）～2月20日（日）

家庭での保育にご協力ください

※保育所等は通常通り開園します。

※仕事等で利用が必要な場合は控えていただく必要はありません

＜事業主の方へ＞  
小学校休業等対応助成金制度（労働局）

新型コロナウイルス感染症に関する  
対応として、登園を控えるよう依頼  
があり、従業員が休暇を取得した場  
合などに本制度を活用することがで  
きます。

コールセンター：0120-60-3999

保育料は期間中に登園しなかった日数に応じて減額